

五人組制度

〔2〕

ふるさと御所 歴史探訪

先月号では、江戸時代の法令の概要と五人組帳について説明しました。今回は「五人組帳前書」について説明しますが、その前に、重要な規定とされていた「慶安の御触書」について触れておきます。

高等学校の教科書の『新詳説日本史』（山川出版社、1988）には「領主は（中略）日常生活にまできびしい制限を加えた。（中略）慶安の御触書には、農業技術の指導とともに、衣食住など農民の生活に対するこまかい規定が示されている」と書かれています。しかし、同じ山川出版社の『高校日本史B』（2012）には、これについて、何も書かれていません。

現在では、この触書は無かったとする考えが主流のようです。触書があったとする背景には、江戸時代の農民はきびしい規則を押しつけられ、不自由な生活をしていったという考えがあります。しかし、この考えが変わってきているのです。五人組帳前書についても同じことで、忠実に守っていたとされてきましたが、前年の前書を書き写すだけで、形式的に住民に捺印させていたと考えられます。

御所町には、文化6年（1809）から明治3年（1870）までの間で、20年分の五人組帳が残っています。前書は61条ですが、幕末のものには、前書が付いていません。安政4年（1857）付で、前書だけが書かれた冊子があります。毎年、書き写す手間を省くためようです。内容も簡素化され、27条になっています。

文化6年のものの表紙と内部の一部を写真1と2に示します。表紙に「六冊の内」と書かれています。現在の住民台帳に相当する「宗門改帳」5冊と一緒に作成されていました。

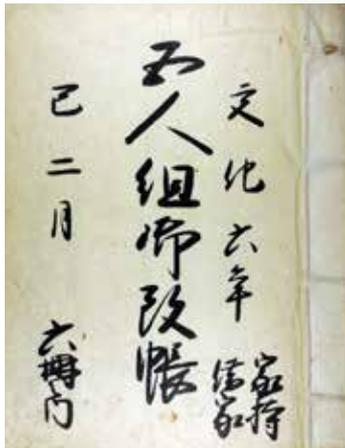


写真1

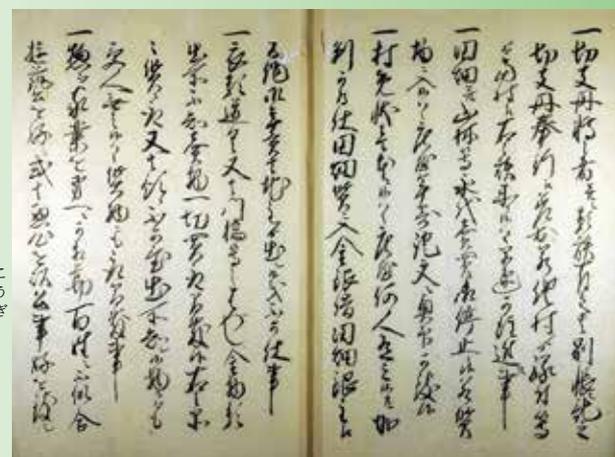


写真2

前書の第1条は「公儀（幕府）の規則を守る」となっています。江戸時代には、簡条書きに番号を付けません。文頭に「一」と書き「ひとつ」と読みます。ここでは、仮に条数を付けることにします。

第2条は「五軒ごとに組み合わせ、犯罪がないように五人組で注意せよ」ということで、先月号で述べた教科書の内容と同じです。当時は、町への人々の出入りが多く、五人組の組み合わせがよく変わっていたのです。そのような状況で、連帯責任は無理のようです。

高等学校の教科書には「田畑永代売買の禁令によって、土地の売買は禁止されていた」と書かれています。第6条（写真の2番目）にこのことが書かれています。土地の取引は活発に行われていました。年貢の納入に困った

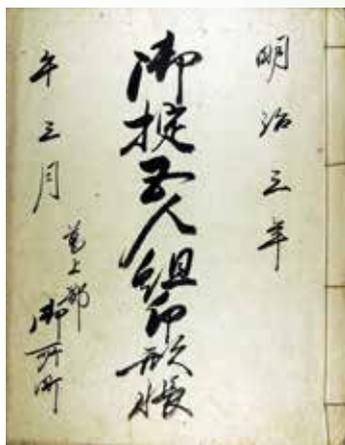


写真3

ので田畑を質入れし、質流れによって移動するという例が多いようです。年貢については、5つの条にわたって、いろいろと書かれています。しかし、連帯責任が無かったことは確かです。田畑の取引価格をみると、平均で年貢の7〜8年分です。屋敷については、100年分ほどで取引されていました。滞納があったときは、田畑を物納させれば済むことで、そのように処理した記録が残っています。

その他、禁止事項・助け合い・贅沢の自粛・注進の義務・届出の義務等の条項があります。毎年、住民全員に読み聞かせるようにとされていますが、人口が3千人近い御所町での読み聞かせは無理のようです。人々が、ただ内容を知っていたかは疑問です。

3月号で、維新でも政府の制度には変化がなかったと書きました。明治3年まで五人組帳が作成されており、その表紙が写真3です。前書は11条ですが、それらは江戸時代とほぼ同じで、宛先は「奈良県知事」になっています。（文責 中井陽一）